



－ 記者発表資料 －

平成 29 年 3 月 16 日
日本下水道事業団

日本下水道事業団発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

日本下水道事業団では、国の取扱いに準じて、次のとおり社会保険等未加入対策を強化することとしました。

・本年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事において、二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定することとします。

社会保険等未加入業者である二次以下の下請業者が、直ちに工事の施工から排除されることのないよう、一定の期間（猶予期間）を設けた上で、元請業者において当該社会保険等未加入業者に対する加入指導を行うことを求めます。

・加えて、猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、元請業者に対し、制裁金等の措置を講じることについては、本年 10 月 1 日以降に入札公告等を行う工事において適用することとします。

（なお、現在実施している元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する対策についても、引き続き実施してまいります。）

【問い合わせ先】

経営企画部 企画・コンプライアンス課

副島（そえじま）

TEL 03-6361-7811